

令和4年度私立学校緊急環境整備費補助金（新型コロナウイルス感染症対策分）交付要綱

（趣旨）

第1 県は、質の高い環境で子供を安心して育てることができる体制の整備のため、教育支援体制整備事業費交付金を財源とし、私立学校が行う私立学校緊急環境整備事業に要する経費のうち、新型コロナウイルス感染症対策を実施するために必要となる保健衛生用品の購入経費について、当該私立学校を設置する者に対し、予算の範囲内において、私立学校緊急環境整備費補助金（新型コロナウイルス感染症対策分）（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等については、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第2 この要綱において、「私立学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する私立の幼稚園で、令和4年4月1日において現に存するものをいう。

（補助対象事業）

第3 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、教育支援体制整備事業費交付金（認定こども園設置促進事業）実施要領（平成27年5月21日付け文部科学省初等中等教育局長裁定、令和4年4月18日一部改正）別紙1に定める幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業のうち、新型コロナウイルス感染症対策を実施するために必要となる保健衛生用品や備品の購入等及び新型コロナウイルス感染症対策を徹底するために必要なかかり増し経費とし、その内容は別表のとおりとする。

（補助対象経費及び補助金の額）

第4 補助金の補助対象経費は、補助事業に要する経費とし、補助金の額は別表に定める算定基礎により算出した額以内とする。ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（補助金の減額等）

第5 知事は、補助金を申請した者が、補助金の申請書等に不実の記載をしたとき、補助金の交付目的若しくは交付決定内容又はこれに付した条件に違反したとき等には、第4の規定により算出した補助金額の全部又は一部を減額することがある。

（交付の申請）

第6 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、別記様式第1号によるものとし、その提出期限は知事が別に定める日とする。

2 規則第3条第2項により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

（1）事業計画書（別紙1）

（2）交付申請年度の収支予算書（補正後最新のもの）

(3) その他知事が必要と認める書類

3 第1項の申請をするに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)及び地方税法(昭和25年法律第226号)に基づく仕入に係る消費税及び地方消費税として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。)を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付決定前着手)

第7 交付対象とする事業の着手は、原則として補助金の交付決定日以降に行うものとする。ただし、やむを得ない事由により、当該交付決定前に事業に着手する必要がある場合には、別記様式第2号による交付決定前着手届を提出しなければならない。

(交付の条件)

第8 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

(1) 補助金の交付の決定を受けた者が当該補助事業の内容を変更しようとするときには、別記様式第3号により知事の承認を受けなければならない。ただし、補助金交付決定額の変更を伴わない軽微な変更にあつてはこの限りではない。

(2) 全ての県税に滞納がないこと。

(実績報告)

第9 規則第12条第1項の規定による補助事業実績報告書の様式は、別記様式第4号によるものとし、補助事業が完了した日の翌日から起算して30日を経過した日又は令和5年3月31日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

2 規則第12条第1項の規定により補助事業実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

(1) 事業実績内訳書(別紙2)

(2) 支出計算書(補助事業に係る収支が記載されたもの)

(3) その他知事が必要と認める書類

3 第1項の補助事業実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(補助金の交付方法)

第10 補助金は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、知事は補助事業遂行上必要があると認めるときは、規則第15条ただし書の規定により、概算払により交付することがある。

(決定の取消し等)

第11 知事は、補助金の交付決定を受けた者が第5の規定に該当するときは、交付決定の全部

又は一部を取り消すことがある。

- 2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用することができる。

(補助金の返還)

- 第12 知事は、補助金の交付を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、規則第17条第1項の規定により、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

(財産処分の制限)

- 第13 規則第21条ただし書及び同条第2号の規定により知事が定める財産処分の制限を受ける期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）の定めるところによるものとする。

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第14 補助事業者は、補助金の交付の申請時において補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでないものであって、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、別記様式第5号により速やかに知事に報告しなければならない。
- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額に相当する額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

附 則

この要綱は、令和4年5月10日から施行し、令和4年度予算に係る補助金に適用する。

別表（要綱第3及び第4関係）

事業内容及び算定基礎

項目	1園当たりの 補助対象経費 (補助基準額)	補助率	取扱内容等
<p>私立学校が新型コロナウイルス感染症対策を実施するために必要となる保健衛生用品（継続的に必要となる消耗品及び備品）の購入等に要する経費及び新型コロナウイルス感染症対策の取組を徹底することに伴う業務量の増への対応に必要なかかり増し経費</p>	<p>500千円</p>	<p>10/10</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模な工事を伴うものは除く。 ・購入以外の経費（配送料、工事費用等）は対象とならない。 ・かかり増し経費については、人件費（預かり保育を実施した場合に係る経費に限る）、旅費、需用費、通信費、リース料、研修参加費、教材費、検査費、消毒等に係る外部委託費等を含む。 ・対象範囲は、私立学校の令和4年度事業で、令和4年4月1日から令和5年3月31日までに実施した事業に係る経費とする。

様式第 1 号

令和 4 年度私立学校緊急環境整備費補助金（新型コロナウイルス感染症対策分）交付申請書

第 号
令和 年 月 日

宮城県知事 殿

(申請者)
法人所在地又は住所

法人名及び代表者名

令和 4 年度私立学校緊急環境整備費補助金（新型コロナウイルス感染症対策分）に係る事業を別紙事業計画書のとおり実施したいので、補助金等交付規則第 3 条の規定により金 円を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

(申請額内訳) (単位：円)

幼稚園等名	申請金額
計	

(添付書類)

- 1 事業計画書（別紙 1）
- 2 令和 4 年度収支予算書（補正後最新のもの）
- 3 見積書の写し

〔担当者氏名： 〕
〔電話番号： 〕
〔FAX 番号： 〕
〔メールアドレス： 〕

様式第2号

令和4年度私立学校緊急環境整備費補助金（新型コロナウイルス感染症対策分）
交付決定前着手届

第 号
令和 年 月 日

宮城県知事

殿

（申請者）

法人所在地又は住所

法人名及び代表者名

令和4年度私立学校緊急環境整備費補助金（新型コロナウイルス感染症対策分）事業計画に基づく下記事業について、交付決定前に着手したいので、令和4年度私立学校緊急環境整備費補助金（新型コロナウイルス感染症対策分）交付要綱第7の規定により届け出ます。

なお、交付決定前に着手する事業に関しては、補助金が交付されないこととなっても異議はありません。

記

1 補助事業の名称

2 補助事業に要する経費

3 着手予定年月日

4 交付決定前に着手を必要とする理由

様式第3号

令和4年度私立学校緊急環境整備費補助金（新型コロナウイルス感染症対策分）
事業計画変更承認申請書

第 号
令和 年 月 日

宮城県知事 殿

(申請者)
法人所在地又は住所

法人名及び代表者名

令和 年 月 日付け宮城県（私公）指令第 号で交付決定の通知のありました令和4年度私立学校緊急環境整備費補助金（新型コロナウイルス感染症対策分）に係る事業について、事業の内容を下記のとおり変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

(添付書類)

- 1 事業計画書（別紙1）
- 2 令和4年度収支予算書（補正後最新のもの）
- 3 見積書の写し

〔担当者氏名： 〕
〔電話番号： 〕
〔FAX番号： 〕
〔メールアドレス： 〕

様式第4号

令和4年度私立学校緊急環境整備費補助金（新型コロナウイルス感染症対策分）
事業実績報告書

第 号
令和 年 月 日

宮城県知事 殿

（申請者）

法人所在地又は住所

法人名及び代表者名

令和 年 月 日付け宮城県（私公）指令第 号で交付決定の通知のありました令和4年度私立学校緊急環境整備費補助金（新型コロナウイルス感染症対策分）に係る事業について、別紙のとおり実施しましたので、補助金等交付規則第12条の規定により関係書類を添えて報告します。

記

（添付書類）

- 1 事業実績内訳書（別紙2）
- 2 支出計算書（本事業に係る収支が記載されているもの）
- 3 契約書、納品書、請求書及び領収書の写し
- 4 納入状況が確認できる写真（開封して納入物が確認できる状態で日付を付記したもの）

〔担当者氏名： 〕
〔電話番号： 〕
〔FAX番号： 〕
〔メールアドレス： 〕

様式第 5 号

令和 4 年度私立学校緊急環境整備費補助金（新型コロナウイルス感染症対策分）に係る
消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書

第 号
令和 年 月 日

宮城県知事 殿

(申請者)

法人所在地又は住所

法人名及び代表者名

令和 年 月 日付け宮城県（私公）指令第 号で交付決定の通知のありました令
和 4 年度私立学校緊急環境整備費補助金（新型コロナウイルス感染症対策分）に係る事業につ
いて、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金額（県が補助金の額の確定通知書により通知した額）

金 円

- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税仕入控除税額（要補助金
等返還相当額）

金 円

(添付資料)

- 1 確定申告書の写し
- 2 課税売上割合等が把握できる資料
- 3 特定収入の割合が確認できる資料

[担当者氏名 :]
[電話番号 :]
[FAX 番号 :]
[メールアドレス :]